

平成27年3月13日に、平成26年度第1回学生生活支援部門FDを開催しました。障害者差別解消法とその背景について学ぶことで、平成28年4月1日より国立大学で法的に義務化される「合理的配慮」とはどのような考え方で、大学には何が求められているのかを理解し、大学等が共生社会の実現に向けて取り組むべき課題は何かを熟思しました。

今後、障害学生支援室では、大学における支援実践に関するFDを開催する予定です。また、実際の学生の支援やピアサポーターの育成を通して、より多くの教職員・学生に障害および支援の在り方について理解してもらうとともに、関係部署等との連携をさらに深めていきたいと考えています。

(文責 部門長 村瀬忍)

